

## 君民共治論とタイ政治

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

### 1. はじめに

2015年6月に比較政治学会の研究大会で、中東の君主制に関する分科会の討論者を務めさせてもらった。モロッコ、クウェート、アラブ首長国連邦の興味深い事例報告へのコメントのほかに、タイの君主制について簡単に説明した。その中でタイの政治体制は公式には「国王を元首とする民主主義体制」と定められており、「君民共治」と呼ばれることがあると紹介した。

分科会終了後、近代日本政治思想史研究者植村和秀氏から「面白いですね。日本にも君民共治という思想があります。昭和維新の時代に流行りました。とても似ているので興味深かったです」という感想を聞かされた。筆者は、君民共治というのはタイだけで通用する美辞麗句の1つにすぎないと思い込んでいたので、大変驚いた。ご教示を受けて調べてみると、日本で権藤成卿の『君民共治論』が出版されたのは1932年のことであった。そこでは、明治天皇が即位宣言において、天智天皇と同様な君民共治を行うと述べたことが強調されている<sup>1</sup>。しかも、明治期の知識人中江兆民も1881年に「君民共治之説」という評論を書いている。佐藤一進の解説によれば、中江兆民は共和政と訳されることが多い *res publica* について、本来は必ずしも君主がいない政体を意味したわけではないことを強調するために、君民共治という訳語をあて、イギリスこそが君民共治の実例であると主張した<sup>2</sup>。中江兆民は政体の類型として君民共治を論じたのに対して、権藤やその支持者は君主の政治関与を正当化するために君民共治を論じた。タイの君民共治は、過去や現在の君主制に関する客観的描写の体裁をとりつつ、その実は君主の政治関与を促し正当化するために用いられてきた。

### 2. 「君民相互依存」から「君民共治」へ

ここで「君民共治」と訳しているのは、ラーチャプラチャーサーサイ (*raja + pracha + sama + sai*、以下では、RPSA と略すことがある) というタイ語である。このタイ語は、タイ人にとっても馴染みが乏しく、前半部分の「王+民」は意味明瞭ながら、後半部分の *sama + sai* は分かりにくい。たとえば歴史家のソムサクは *som* (適合) + *asai* (依存・存在) と解釈している。しかしながら、タイの思想史研究で優れた

<sup>1</sup> 権藤成卿『権藤成卿著作集第3巻君民共治論』黒色戦線社、1976年、118-123頁。

<sup>2</sup> 佐藤一進『保守のアボリアを超えて』NTT出版、2014年、70-73頁。

業績を積み重ねているサーイチョンの教示によると、samoe（常時・対等）+asaiとも解釈可能である。前者であれば、「君民相互依存」あるいは「君民相互扶助」といった意味合いになる。他方、後者であれば「君民共治」となる。このタイ語がいつから使われているのかは定かではない。インターネットで検索すると、1960年に落成式が行われたハンセン病対策施設に、国王がこの名をつけたというエピソードが見つかる。その経緯は次の通りであった。

プーミポン国王は1954年にシリラート病院に兄8世王を記念する建物を作ろうとして募金を始めた。そのアーナンタマヒドン棟は57年6月9日に落成式が行われた。余剰金が出たため、首都バンコクの南側に隣接するプラプラデー地区の病院にハンセン病対策の研修や研究のための施設を設置することになった。58年1月16日に基礎式が行われ、国王が「RPSA研究所」と命名し、2年後の1月16日に落成式が執り行われた。この施設建設のために集められた資金の余剰金を使って61年4月10日に「RPSA財団」が設置された。同財団はRPSAの名をつけた小学校、続いて中等学校を開設し、今日に至っている。国王側近のクワンケーオはこのタイ語RPSAの意味を「国王と人民の相互依存」と説明している<sup>3</sup>。また、研究所と財団の50周年に評論を執筆した医師は、5世王治世以降のハンセン病対策への王族からの支援を概説して、「RPSA」と総称している<sup>4</sup>。ここでの意味は、君主による救民ということになり、相互性を強調すれば人民による忠君と対になる。

君民の「相互依存」あるいは「救民・忠君」に、「共治」という新しい意味が付け加えられるのは1970年代前半であった。58年に始まる軍事政権は、69年に一度総選挙を実施したものの、71年11月には再びクーデタを決行した。軍事政権は憲法も国会も廃止したため、強い反発を招いて73年10月14日に崩壊へ追い込まれた。これは学生、国王、軍隊の連系の成果であった。この政変の前後に、ジャーナリストのククリットと政治学者のチャイアナンによって、RPSAに基づく国王の政治関与が主張されていた。ククリットは2世王の曾孫にあたる王族である。第二次世界大戦終結直後に政党「進歩党」を結成して政界入りしたものの、じきに政界を退き、50年に日刊紙『サヤーム・ラット』を創刊した。70年代まで知識人（≒公務員）向けの高級紙として確たる地位を誇った同紙で、ククリットは政治評論を執筆し、知識人に大きな影響を与えていた。彼は10月14日政変後には社会行動党を結成して政界に復帰し、75年から76年にかけて首相を務めることになる。95年に亡くなるまで、王党派を代表

<sup>3</sup> Khwankaeo Watcharothai, "Wan ratcha pracha samasai", (<https://www.google.co.jp/search?q=%E0%B8%A7%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%8A%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%8A%E0%B8%B2%E0%B8%AA%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B8%A2&ie=utf-8&oe=utf-8&hl=ja>, 2015年7月5日確認)。

<sup>4</sup> Carun Pirayawarakon, "Ratcha pracha samasai 50 pi haeng kan sanong phraratchapanithan", *Warasan Khuapkhumrok*, 35(3)(Jul-Sep 2009): 151-158.

する多才な文化人政治家として大きな存在感を誇った。他方、チャイアナンは44年生まれであり、政変直後に弱冠29歳にして、18名の74年憲法起草委員の1人となった。その後、彼はチュラーロンコーン大学政治学部の看板教授として70年代から80年代にかけてタイ政治研究をリードした。96年には王室系の学校ワチラーウット校の総長となり、王党派色を鮮明にしていった。

背景に退いていたRPSAは2005年に再び脚光を浴びた。タックシン政権を打倒しようとする運動が登場し、RPSAを論拠として国王に首相更迭を請願したからである。その運動を主導したのは経済紙『プーチャットカーン』の社主ソンティであった。チャイアナンは同紙に寄稿する知識人の1人であり、政権打倒運動に積極的に寄与していた。

このタックシン政権打倒運動の参謀的な知識人カムヌーンは、公法学者のボーウォーンサクも、1993年に、RPSAという言葉を用いてはいないものの、実質的には君民共治に等しい主張をしていたことを紹介している<sup>5</sup>。ボーウォーンサクは88年発足のチャートチャーイ政権で首相顧問を務めたこともあるチュラーロンコーン大学法学部の教員であった。彼は93年に、『週刊マティション』に「国王と人民」と題する評論を掲載した。それは国王が主権を保持し行使しようと主張する内容であった。彼の考え方が途轍もない異端説ではなくむしろ王党派の本流に位置することは、1つには彼が97年憲法起草で中心の役割を果たし、2014年クーデタ後の憲法起草では委員長として獅子奮迅の活躍をしていること、もう1つにはタックシン政権の内閣官房長官を務めていたことから窺えるであろう。

### 3. 1970年代初頭の君民共治論

#### 3-1 ククリットの君民共治論

政治学者リキットの説明によると、「ラッタナコーシン時代には、君主と人民の関係が[アユッタヤー時代よりも]緊密になった。」「国王と人民の相互に依存し合う緊密な関係ゆえに、国王を選ぶ人々(aneknikonsamosonsommut)という言葉が誕生した。それは国王と人民が一体であることを意味する。天と地を結びつけるように、互いに助け合う。ククリットはこの言葉を理解しやすくするために『君民共治(RPSA)』という言葉を用い、1971年12月11日付けのサヤーム・ラット紙で次のように説明した。『君民共治による支配は、国王と人民が協力して統治するものであり、国王は民主主義体制におけるよりも大きな統治権力を握り、人民も民主主義体制におけるよりも大きな統治権力を握る<sup>6</sup>。』」

<sup>5</sup> Khamnun Sitthiasaman, “‘Ratchaprachasamaisai’ klap hai dai pai hai thung” ASTV Phucatkan Online, Oct 12, 2008

<sup>6</sup> Likhit Thirawekhin, “Ratchaprachasamasai”, ASTV Phucatkan Online, Nov 12, 2008

この考え方は、さらに『タムマサート大学紀要』の1972年4月号に掲載された「タイ政治」と題する座談会で主たる話題とされた<sup>7</sup>。座談会は還暦を迎えたククリットのほか、40歳代の学者カセーム・シリサムパンとサネー・チャーマリックの3名で行われた。ククリットは前年にサヤーム・ラット紙に発表した君民共治について説明した。「君民共治は国王と人民の相互依存を意味する。」国王も人民も権力サークルの外におり、そうした権力サークルの外にいるものが指導者の役割を果たすべきである。「君民共治の原理はそれだけのことである。」「国王というときには君主制を指しているわけではない。というのも、君主制を指していれば、[その政治関与は]絶対君主制への復帰を意味することになるからである。それはもはや過去のことであり、過去に戻ろうとは考えていない。私の念頭にあるのは現国王である。陛下は指導者になりうるし、陛下は指導者たることを実際に証明してこられた。」

1971年クーデタで破棄された憲法に代わる次の憲法を「君民共治に合致した憲法にするにはどうしたらよいか、正直なところ分からない。」国会は不可欠である。どうしたら信頼される国会になるのか。「民選議員から構成される国会が全国民から信頼されるとは、私は思わない。問題は、どのようにして国会を信頼されるようにするのかということである。本当に信頼されるようにするには、初回の国会議員を国王自らが選ぶという方法しかないと考える。その勅命を受ける副署人は存在しない。副署人がいない勅命である。これが可能であれば、信頼が生まれると考える。大方のものが国会を信頼するようになる。国王陛下が自ら選ばれたと知れば、議会は神聖なものになると確信する。そして、議員に選ばれたものたちも慎重になり、信頼されるように努めるであろう。国王による任命という方法を永続化するつもりはまったくなく、当初だけのことである。その後は、人民の直接選挙と国王による任命が半数ずつということになるかもしれない。もしくは、陛下に議員候補者の名簿を下賜していただき、その名簿から人民が選ぶことになるかも知れない。たとえば、議員の定員が100名ならば、150名程度の候補者名簿を下賜していただくという具合である。それが第2期である。国会への信頼が高まれば、[全員を]直接選挙に戻すことができる。」「これは夢を語っているに過ぎない。実行しようとしても、不可能かも知れない。」「国王陛下をこのように政治に直接関与させると、君主制に打撃になるという批判が出てくるかも知れない。たとえば、陛下から任命を受けた国会議員の振る舞いが悪く人民の不満を招くかも知れない。それは君主制にとって打撃である。国王を誹るものが出てくるかも知れない。それはまったくその通りである。しかし、私は気にかけない。」

「君主制に何もさせることなく君主制を護持しようとしても、結局のところ護持できなくなる。何もさせないということであれば、多くの国で問われているように、君

<sup>7</sup> “Kanmuang thai”(Botsonthana sattraacan momratchawong Khukrit Pramot, acan Sane Cammarik, acan Kasem Sirisamphan), Thammasat University Journal, 1(3)(April 1972): 21-50.

主制がなぜ存在するのかという問題が生じるからである。忠誠心のゆえに、何もさせないということにすると、次の世代になれば、王様は何もできないのになぜ存在するのかと尋ねるものが登場するに違いない。そう尋ねるものが現在すでに登場し始めていると私は考える。」

カセームはこの君民共治論に、1つは国王が利害対立に巻き込まれるのではないか、もう1つは執政府との関係をどうするのかという2つの疑問を提起した。ククリットはそれにこう答えた。「君民共治になると、国王は権力サークルと利害が対立する。」  
「国王に対するタイ人の忠誠心は・・・権力サークルの大半のものも持っていると感じる。この忠誠心のゆえに、権力サークルの人間は利益を犠牲にできると願いたい。」  
2点目については、議会を重視したい。「初回の国会議員が国王自ら任命した議員であって、任命状に副署人がいなければ、そして人民が同意する国会であれば（私は人民が同意すると確信している）、そうした国会は執政府を監督し、逸脱行為を許さない。ひょっとすると、その国会は執政府に権力サークルを打破するように促すかも知れない。」

サネーが国会の能力への不安を表明すると、ククリットはこう応じた。「君民共治は夢にすぎない。実現に向けては障害が多い。・・・自分も実現可能だとは思っていない。」

「[国会については、]我々はいささか理論偏重ではないかと感じる。我々は国会が立法機関だと考える。だが、一般庶民はそのようには考えていない。タイ人は国会議員を選ぶときに、法律を起草してもらおうとは考えていない。議員には、政府が自分たちの苦勞に気付き救済に乗り出すよう仕向けてくれることを期待している。これが大きな問題である。」  
「代議士は有権者の期待に応えようとすれば、政府を支持しなければならない。政府への信任権限を武器にして、野党議員よりも大きな利益を獲得する。」

サネーは、政党や国会への失望感を表明し、「君主制は政治的価値観を変える指導者になりうる」と述べて、国王が関与する政治改革への期待を表明した。「確かに我々は理論偏重である。」  
「人民の水準がこのように低ければ、それと同じ程度の水準の代議士しか期待できない。」  
「我々は西洋由来の仮定をなぜ破棄しないのか。政党をなくしたらよい。」  
それを受けて、ククリットは「政党は国にとって大きな危険である。この点については自分の責任を認めねばならない。タイで最初の政党、進歩党を結成したのは自分であった。全面的に西洋の影響を受けていた。当時はまだ若くて、後先のことを考えていなかった。ここで過ちを詫びておかねばならない。」  
しかし、「君民共治が権力サークルの打破を意味するのであれば、自分は君民共治に拘りたい。」  
最後に、カセームはサネーの意見への賛意を表明した。「政党はタイ人の性格には合わない。」  
敵味方に分かれて争ってしまう。国会議員選挙は間接選挙がよい。君民共治は任命議員の選出に用いる。「そこで任命議員の絶対的な選出権限を国王陛下に委ねる。」

ククリット研究の第一人者サーイチョンによると、「君民共治型民主主義論は、後に

1973年10月14日政変に際して、学生デモ隊に拝謁を許し、『勅撰首相』を任命し、『国民総会』を設置するといった国王の行動にとって重要な基盤となった可能性がある<sup>8</sup>。つまり、10月14日政変前後の時期における国王の積極的な政治関与を後押しした可能性があるというわけである。

### 3-2 チャイアナンの君民共治論

1973年の10月14日政変から2ヶ月後の12月13日に、チャイアナンは、日刊サヤーム・ラット紙に「君民共治」と題する評論を発表した<sup>9</sup>。「タイで政治に関わるのは・・・少数の個人や集団に限られてきた。大半の人民は政治から排除されてきた。[1932年の] 統治改革から40年あまり、人民が投票したことは何度もなく、投票したときにも軍隊の恣意的な権力奪取で幕を閉じてきた。」「国会議員は有権者を失望させ、政党は少数の権力者が外形だけまとまっているにすぎない。」「こうした状況の結果、民主主義と呼ばれる統治形態への落胆、失望、不信を招いている。人民は尊厳、権利、自由を十分に享受するようになったのであろうかと自問し始めている。[1932年以後の] 新しい政治制度が次第に衰退する一方、打倒され絶対的な権力を失った旧来の制度が変化する状況に少しずつ適応しようとしてきた。人民は国会、政党、政権、官僚制への信頼を失う一方」、君主制への期待を高めつつある。

「多くの人々が君主制を注視している。人民は上下を問わず国王が政治的役割を増やすように要求している。政府が人民から疎遠になる一方、国王と人民は日増しに近づいている。君主制は政府の過剰な権力拡大から民衆を守る盾になることによって、ここ10年以上にわたって実質的な影響力を持った政治勢力なることができた。」「1973年10月はそうした国王による威徳蓄積の頂点であり、国王は国を直接導く務めを果たした。国王自らが初めて首相を選んで任命した。それゆえに、国王は大方の人民から賞賛を浴びた。」「人民は、ほかの政治機関を信頼していないので、君主制だけに期待をかけており、政治に対する国王の権力がもっと増えてほしいと願っている。君主制がタイの政治を現在よりもよくしてくれると多くのものは考えている。」

チャイアナンは、このように、1932年立憲革命以後の政治を批判し、それ以前への少しばかりの揺り戻しを意味する国王の政治的な役割や権力の増加を唱える。そして、当時チャイアナン自身が起草に携わっていた憲法の内容に関連して、上院議員の任命権を国王に付与するべきであると主張した。「多くの人民が憲法起草委員会に次のような意見を伝えてきている。政府や政党を信頼していないので、国王が上院議員全員を思いのままに任命できるよう憲法に規定すべきである。もし上院が政治的に中立であ

<sup>8</sup> Saichon Sattayanurak, *Khukrit kap praditthakam "khwampenthai"*, lem 2 yuk comphon sarit thung thotsawat 2530 (Bangkok: Matichon, 2007), p. 182.

<sup>9</sup> Chaianan Samutthawanit, "Ratchaprachasamasai", *Sayam Rat*, Dec 13, 1973

り良識の府であれば、下院を効率的に守り育てることができる。国会議員を選び任命する絶対的な権力を国王に付与するべきである。他方において、心底からの忠誠心ゆえにそうした考え方への不安を表明する人々もいる。国王が国会議員を実際に選ぶと、国王を政治に関与させることになる。国王は政治を超えた存在なので、政治関与は非常に不都合である。」

国王の政治関与を増やすべきという考え方と、君主制への打撃になりかねないとして政治関与に慎重な考え方がある。チャイアナンによると、両者の「中間をとった新しい考え方がある。その新しい方法を君民共治と呼べるかもしれない。それは国王と人民が共同で統治するということである。その正当性は、国会を介して万民から由来する。この新しい方法は上院のみに用いる。」政治的に中立で国王から信頼を受ける枢密院が上院議員の候補者リスト（定員の3倍）を作成し、下院がそのリストから上院議員を選ぶという方法である。この「君民共治は中間の方法である。タイ政治にとっては新しい方法である。これはタイの政治や社会に適合している。」

#### 4. ボーウォーンサックの君民共同主権論

ボーウォーンサックは「国王と人民」を週刊マティションの1993年4月30日号と5月7日号の2回に分けて発表した<sup>10</sup>。「タイの国王・・・とりわけ現国王は長きにわたって人民のためにあらゆる行為をしてこられたことを否定しようがない。それが長期にわたってきたため、人民は、君主制が人民のものであり、人民のために行動されており、人民にとっては絶対に必要不可欠であるという感情を共有している。これが正真正銘の民主的制度ということである。」ボーウォーンサックは「人民の、人民による、人民のための国王」であると述べ、次の8つの理由を列挙する。第1に、国王は1950年5月5日の即位式で、「私はサヤーム大衆の利益と幸福のために、仏徳をもって統治する」と宣言した。第2に、国王は貧民重視の開発を行ってきた。第3に、国王は地方行幸を通じて人民を訪問してきた。第4に、国王発案の事業をいくつも実施してきた。第5に、誰もが国王の恩恵に浴している。第6に、開発事業で打撃を受けるものがいれば、打撃の軽減に努めてきた。第7に、法律上の公平ではなく、実質的な公平を重視する。第8に、NGO にならって、役所とは違った方法で公務を迅速に遂行してきた。国王の権威強化へとつながる慈父のイメージを生み出すこれら8点のうち、半数以上は開発に関わっている。

国王の政治的役割については、憲法に明記されるものと明記されないものがある。ボーウォーンサックによると、「現国王と全国民は不可分一体なので」、国王の地位や権限をすべて成文憲法に書き込めるわけではない。明文化された分についていえば、

<sup>10</sup> Bowonsak Uwanno, "Nailuang kap prachachon", Matichon Sutsapda, Apr 30 1993: 28-29, 31, May 7, 1993: 40-42.

1932年12月10日以後の憲法には、「主権は国民に由来する。元首たる国王がその主権を国会、内閣、裁判所を通じて行使する」と規定されてきた。これはタイの民主主義の特質を示している。「主権が人民と君主の両方にあるという点で、外国とは違う。人民だけが主権者と定めるほかの国の憲法とは違う」ということである。「このように規定される主因は2つある。第1は、国王と人民が古から一体であるというタイの伝統である。第2は、法律上の理由である。1932年6月24日以前には主権は国王にあった。人民党が革命を実行すると、国王は憲法の下賜を通じてその権力を人民に譲り、国王自ら憲法の下に入った。しかし、人民に代わって権力を行使し続けた。法律上では、国王と人民は主権を共有していると考えべきである。」つまり、「法律上の権力である主権は、もし国王になれば、国王と人民にある。」「法律上、国王は主権を保持し主権を行使するけれども、その行使に関して政治的責任を負う必要はない。副署した閣僚が責任を負うからである。」

憲法に明記されない伝統的な権力には、主なものとして、次の3つがある。第1は、政治的危機の打開である。1973年10月や92年5月のように深刻な危機が生じたときには、国王が収拾に乗り出すことを、「人民は誰もが期待し、容認し、要望する。」「いかなる統治形態の国家元首であっても、タイの国王陛下のように危機を打開できるものは存在しないと筆者は信じる。それゆえ、憲法に規定される国王の権力はヨーロッパその他の国王の権力と同様に解釈することはできず、多くの人民が感じているようにタイの統治の伝統に則って解釈しなければならない、と大方の公法学者は考えている。」第2は、直訴状を検討する権力である。民衆が直訴をし、陛下が判断の後官庁に命令を下された場合には、万民に代わって主権を行使する陛下の命令には法的な効力があるので、官庁は遵守する必要がある。「これは陛下の判断が、国会、内閣、裁判所といった憲法に規定されるあらゆる機関に優越するからである。」第3は、法案に対する拒否権である。イギリスでは1807年以後君主が裁可を拒否したことはない。しかしタイでは、「国王が法案に拒否権を行使したり、法律の修正を求めたりすれば、憲法に基づいて設置された組織は国王の判断を尊重しなければならず、」90日以上にわたって裁可せず廃案に追い込んだ事例や、1974年憲法の修正を命じた事例がある。

## 5. 黄シャツ派(民主主義のための国民連合、PAD)の君民共治論

黄シャツ派の指導者ソンティは、2005年からタックシン批判に乗り出し、「週刊タイ」と題する放談集会を開催するようになった<sup>11</sup>。ソンティは、君民共治に言及してタックシンを批判した。「ククリットは国王と人民が一体という考え方を提示したこと

<sup>11</sup> Sonti Limthongkun and Sarocha Phonudomsak, *Muang thai raisapda: Thawai khun phraratcha amnat* (Bangkok: Ban Phraathit, 2006)



がある。」「君民共治と名付けた。それは、国王+人民+依存ということである。君民共治の原理は、国王と人民の分離につながるようなことをしてはならないという意味である。」ところが、タックシンは「国王を人民から切り離そうとする戦術を用いており、」「成就するならば、君主制は意味がなくなってしまう」と批判した。ソンティによると、タックシンの政党は「人民が主役と主張し、地方住民にカネをばらまいた。無知蒙昧な草の根、つまり国王陛下から生業を教えてもらい久しく慈悲を受けてきた草の根の庶民に、税金を使ってカネをばらまいた。」選挙での勝利が目的であった。2005年総選挙で、比例区の1,900万票と377議席を獲得すると、「上院を下院の言いなりにした。」政治家監視の役割を担う独立機関も、上院を介して委員が選ばれるため、政権の言いなりになった。政権は次にマス・メディアの口封じを行った。首相が大統領のように振るまい、「王権をないがしろにする」ことは許されない。君主と一体であるべき人民を君主から奪い取り、自らの支持基盤に加えて尊大に振る舞うこと、これがタックシンの罪であった。

ソンティはタイ人が国王を敬愛すべき理由を次のように説明した。「我が国の国王と西洋の国王は同じではない。タイでは民主主義は20年、30年、40年の歴史しかない。それ以外の時期は独裁政治であった。タイの国王は人民への扶助を大いに重ねてこられた。陛下はみなのお父様である。陛下は国のために働いてこられた。」「タイの国王ほど、足を地に着けた国王が世界中どこにいるであろうか。人民のために〔即位以来〕60年間働き、仕事を作り、3,000の国王発案事業を実施し、私財を投じて事業に着手してこられた。それでいて、一部の連中とは違って、その恩義への返礼を人民に要求されたことは一度たりともない。」また、「陛下は国の危機を何度も打開してこられた。1973年10月14日政変、タイ共産党との内戦、92年5月17-20日の政変、そしてもっとも重要なことに〔アジア通貨危機後の〕知足経済と新理論の戦略を下賜された。」

タックシン政権への対処は、「君民共治の原理によって可能である。それは国王と人民が一体であることを意味している。これは国王を元首とする民主主義体制における旧来からの法の支配の原則である。」人民は、かつて国王から下賜された主権を奉還することで、国王陛下に新しい首相を下賜していただきたい。その首相に政治改革を委ね、その結果を受け入れるかどうかを国民投票で決める。これは「国王と人民が一体という君民共治の原則に合致させるためである。」「国王を元首とする民主主義体制における旧来からの法の支配原理である君民共治の原則にそって、国王が人民と共同で行使していただけるように」王権を奉還する。

## 6. おわりに

RPSAは、ハンセン病対策施設、その財団、さらに財団の学校の名称に用いられたときには、君民相互依存つまり君主と人民は互いに持ちつ持たれつの関係にあるとい

う意味で用いられていた。そこでは君主の側からの扶助が際立っており、人民の側には感謝や敬愛が要請されていたといえよう。そこには政治的な意味合いはなかった。

ククリットとチャイアナンがRPSAを君民共治と読み替えた。両者の主張はおおむね同じであった。第1に、いずれも君民共治論に依拠して、君主の政治関与を肯定しようとした。政治関与の目的は、ククリットにとっては君主が指導力を発揮して、軍隊・官庁・企業家によって構成される権力サークルを打破すること、他方チャイアナンにとっては悪しき政府から人民を守ることであった。第2に、両者ともに国王の政治関与が増えることが国王の権力や権威の強化につながると考えていた。ククリットによれば君主が象徴にとどまっていたは君主制不要論が出てくる。チャイアナンによれば国王の政治関与が人民の求めるところであり、関与の増加によって国王と人民の距離が縮まる、つまり国王への敬愛が強まる。第3に、両者ともに10月14日政変までの15年間にわたって政権を握っていた軍隊よりもむしろ国会議員や政党に対して批判的である。君主の政治関与を歓迎する一方、国民代表や有権者には手厳しい。21世紀初頭に顕在化する代議制民主主義批判と通底するところがあるように思われる。第4に、君主の政治関与拡大を唱えながらも、実際の要求は任命議員の人選にとどまっていた。過剰な政治関与が君主制にとってマイナスになることを自覚していたからである。1974年憲法では国王が上院議員を選び、枢密院議長が任命状に副署するという規定(107条)が盛り込まれた。国王は自身に人事権がある枢密院が政治に関与することに反対であり、75年に副署人を首相に交代させる憲法改正を実現させた。

両者の君民共治論は、君主が君臨するのみならず、統治にも関わることを肯定し正当化した。それに法的な根拠を与えたのがボーウォーンサクである。彼は「タイの国王・・・とりわけ現国王は長きにわたって人民のためにあらゆる行為をしてこられたことを否定できない。それが長期にわたってきたため、人民は、君主制が人民のものであり、人民のために行動されており、人民にとっては絶対に必要不可欠であるという感情を共有している。これが正真正銘の民主的制度ということである」と述べて、君主制が民主的な政治制度であると主張する。彼は、君主の政治権力の根拠には憲法に明記されるものと明記されないものがあると述べ、成文憲法については「主権は人民に由来する。元首たる国王がその主権を国会、内閣、裁判所を通じて行使する」と規定されてきたことを強調する。彼は、この規定を主権が国王と人民の両方にあるという意味であると解釈する。「法律上では、国王と人民は主権を共有していると考えべき」理由は、第1には国王と人民が一体という[君民共治の]伝統、第2に国王が1932年以後も主権を行使し続けてきたという事実のゆえである。国王の政治関与が歓迎されるのは、「人民の、人民による、人民のための国王」と人民が認めているからである。国王の政治関与は、法律、伝統、国民感情のいずれに照らしても問題がない。ボーウォーンサクが伝統や慣習であると指摘することは、政治学者のカシアンによ

れば、大方は9世王が發明したものにすぎない<sup>12</sup>。しかしながら、伝統と受け止められていることが重要である。

ククリットやチャイアナンによって提唱され、ポーウォーンサクによってお墨付きを与えられた「君民共治」論を根拠として、2005年から翌年にかけては国王に首相の更迭を請願するものが登場した。そこでは国王を政治に関与させた場合に生じるかもしれない打撃への顧慮は、70年代とは違って乏しかったように見受けられる。これは政治状況の移り変わりを視野に入れると、賢明ではなかったように思われる。70年代初頭は権威主義体制、90年代初頭は民選首相のもと代議政治が始まったばかりであった。君主の政治関与は国民主権や民主政治と矛盾しなかった。しかし、21世紀初頭には、好悪はさておき、民選首相が政党政権を率いていた。その首相を強引に更迭するというのは、民主主義に反していた。このため、国王の政治関与を代行したように思われる06年9月の軍事クーデタは内外から批判を浴び、君主制が黒幕ではないかという疑いを招くことになった。この反省から、14年クーデタでは君主制との関連を想起させる要因を極力拭い去ろうとする努力がなされた。しかし、ポーウォーンサクによると、クーデタが発生し代議政治が停止されると、主権者は国王だけになり、クーデタ評議会(NCPO)は事実上の行使者にすぎない。プラユット首相率いるクーデタ評議会は代議政治によって具体化される国民主権の再開に冷淡であり、君民共治の原則に反している。君民共治の支持者がこの状況を容認するとすれば、君民共治が君主の主権保持・行使や政治関与を主張するための方便に過ぎないということになる。

<sup>12</sup> Kasian Techaphira, *Thang phraeg lae phongnam thang phan su prachathipatai thai* (Bangkok: Bangkok, 2008), pp.24-25.